

トータルコンサルティングオフィス

税理士平本事務所ニュース

編集・発行人 税理士 平本 祐一

事務所 水戸市宮町 2-3-102
〒310-0015 梅善ビル 2・3階
TEL 029 (226) 0865 FAX 029 (226) 0793
E-mail topassis@js6.so-net.ne.jp
http://hiramoto-office.com/

税理士の独り言

たすきを繋ぐ正月恒例の箱根駅伝を走る選手の目が輝いています。これまでの挫折や苦悩を、箱根を走るという目標に向かう中で共に乗り越え、人間の優しさや厳しさ、強さや弱さを知り、成長や友情を見つけられたはずです。

5連覇を逃した青山学院大学の原監督は「進化を止めた時点で退化になる」と語りました。失敗したときこそ多くの学びや成長があります。走り終えた選手の目が澄んでいるのは、たとえ目標が遂げられなくても、次の走りの喜びを知っているからでしょう。

私の書棚より

○生態環境的にも社会的にも持続可能な成長を、成し遂げることが可能なはずなのだ。そのために必要な能力も、テクノロジーも、財源も、起業家も、クリエイターも、みなそろっているのだ。残るはただ、結束することだけなのである。

○世界のカオス化が進み、そして世界的課題・人類的課題に対処できない状態が出現し、さらに新たなる「中心都市」の見通しも立たないとすると、「世界統治機関」を構築していかななくてはならないだろう。

「新世界秩序」

ジャック・アタリ著 作品社

税務アンテナ

□個人及び法人が、平成21年と平成22年に取得した土地を譲渡した場合、取得をした日の翌日から譲渡をした日の属する年の1月1日までの期間が5年を超えていれば、譲渡益から1,000万円の控除ができます。

個人の場合には、平成21年に取得した土地を平成27年以降、平成22年に取得した土地を平成28年以降に譲渡した時に適用されます。ただし、配偶者及び直系血族、同族会社等からの取得、及び相続、贈与による取得を除きます。

また、この特別控除は土地の譲渡益にし適用できませんが、借地権やマンションの敷地権部分や居住用以外の土地でも適用されます。

□中小企業の事業承継税制は、株式の贈与、相続について納税猶予を図る措置がとられましたが、個人事業者に対しても、事業を引き継ぐ際に課税される贈与税や相続税の納税猶予を図る個人版事業承継税制が創設されました。

これまでも、店舗等の事業の用に供されている特定事業用宅地等の評価額の減額特例がありましたが、個人版事業承継税制では、土地は400㎡、建物は800㎡まで、その他必要なすべての事業用資産を納税猶予の対象としており、このためには、事前に承継計画を都道府県に提出し、認定を受ける必要があります。

税務に関するご質問をお受けしております。お気軽にお問い合わせ下さい。

2月の税務スケジュール

10日	○1月分の源泉所得税の納付 (休日につき12日)
16日	○所得税確定申告の受付 (休日につき18日)
28日	○12月決算法人の確定申告 ○6月決算法人の中間申告 (予定申告) ○3月、6月、9月決算法人の消費税中間申告

28日	○2月決算法人の消費税各種 選択届出書提出
-----	--------------------------

今月の贈る言葉『逃げ道の先には行き止まりしかない』 by 本田望結